

諮問番号：平成２９年度諮問第１号
答申番号：平成２９年度答申第１号

答 申 書

第１ 審査会の結論

審査請求人〇〇〇〇が平成２９年６月２０日付けで提起した袖ヶ浦市長（処分庁：企画財政部課税課）による平成２９年度千葉県袖ヶ浦市固定資産税・都市計画税納税通知書に関する賦課決定処分（袖課第７２号。以下「本件処分」という。）の取消しに対する審査請求（固定資産税・都市計画税賦課決定処分取消請求事件（平成２９年第３号）。以下「本件審査請求」という。）については、棄却されるべきである。

第２ 審査関係人の主張の要旨

１ 審査請求人の主張

（１） 仮換地内に製鋼スラグを無断で使用していたことについて

〇〇〇〇〇〇土地区画整理組合（以下「組合」という。）は、審査請求人の所有する袖ヶ浦市〇〇〇〇〇〇土地区画整理〇〇街区〇画地の土地（以下「本件土地」という。）に軟弱地盤改良用製鋼スラグ（以下「製鋼スラグ」という。）を無断で使用し、当該製鋼スラグが入っている土地について、不安を持たずに使用できるか疑問であり、本件土地の使用等ができない状態であるため、本件処分は取り消されるべきである。

（２） 組合が業務代行業者と調停中であることについて

組合と袖ヶ浦市〇〇〇〇〇〇〇〇土地区画整理事業の施行に関する業務を代行している株式会社〇〇〇及び株式会社〇〇〇〇（以下「業務代行業者」という。）との間で調停が係属しており、本件土地の使用等ができない状態にあり、固定資産税及び都市計画税（以下「固定資産税等」という。）の課税客体とならないことから、本件処分は取り消されるべきである。

（３） 本件土地にみなす課税を行ったことについて

本件土地は、平成２９年１月１日時点において、地方税法（昭和２５年法律第２２６号。以下「法」という。）第３４３条第６項及び袖ヶ浦市税条例（平成５年条例第１号。以下「条例」という。）第５４条第５項に規定する「使用し、又は収益することができる」状態にあるとはいえないことから、平成２９年度からのみなす課税は取り消されるべきである。

２ 処分庁の主張

（１） 仮換地内に製鋼スラグを無断で使用していたことについて

製鋼スラグの使用は、土地の使用価値を高めることに寄与するものであり、当該製鋼スラグを使用したことによって、本件土地の使用等ができ

ない状態であるとは認められず、また、製鋼スラグの使用が無断であったかどうかは、本件処分と直接的な関係はない。

したがって、本件処分に違法又は不当な点はない。

(2) 組合が業務代行業者と調停中であることについて

組合と業務代行業者との間で、〇〇地方裁判所に調停が係属していることは、本件土地の使用等ができない状態にあるとは認められず、固定資産税等の課税客体となるといえる。また、組合が業務代行業者と調停中であることは、本件処分とは直接関係がないものである。

したがって、本件処分に違法又は不当な点はない。

(3) 本件土地にみなす課税を行ったことについて

みなす課税については、平成29年12月12日付けで本件処分の更正決定を行ったことにより、平成29年度からのみなす課税を取り消しており、平成29年度からのみなす課税に係る処分は存在しない。

第3 審理員意見書の要旨

1 仮換地内に製鋼スラグを無断で使用していたこと及び組合が業務代行業者と調停中であることについて

処分庁は、法第417条第1項の規定に基づき本件処分を更正し、平成29年12月12日付け平成29年度固定資産税（土地・家屋）更正決定通知書及び平成29年度固定資産税（賦課）更正決定通知書（以下これらを「更正決定通知書」という。）を審査請求人に送付したことにより、これまでと同様に、従前地への課税となったことから、もはや本件処分により変更された事項はないというべきであり、仮換地内に製鋼スラグを無断で使用したことや組合が業務代行業者との間で調停中であることについては、本件処分と直接的な関係がないものといわざるを得ない。

したがって、これらの主張が本件処分を取り消す理由とはならない。

2 本件土地にみなす課税を行ったことについて

法第343条第6項及び条例第54条第5項に規定する「使用し、又は収益することができることとなった日」とは、原則として仮換地の指定の通知において通知された「仮換地の指定の効力発生の日」（土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第98条第5項）をいうが、同法第99条第2項の規定により仮換地について「使用又は収益を開始することができる日」を別に定めた場合は、その日をいうと規定されている。

本件において、組合は、仮換地について「使用又は収益を開始することができる日」を平成29年2月28日と定め、審査請求人に通知を行っていることから、本件土地に係る固定資産税等の賦課期日は、平成30年1月1日となる。処分庁は、当初、平成29年1月1日時点において、宅地の造成工事や道路、公共下水道等の工事が完了し、道路等の供用が開始され、本件土

地の使用又は収益が可能な状態であったことから、現況により「使用又は収益を開始することができる日」に該当すると判断し、この時点を固定資産税等の賦課期日とした。

しかしながら、その後、法第417条第1項の規定に基づき本件処分を更正して更正決定通知書を審査請求人に送付し、平成29年度からのみなす課税を取り消していることから、当該みなす課税は既に消滅しており、この点に関する処分は何ら存在しないものというべきである。

したがって、本件処分を取り消す理由とはならない。

3 そのほか、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

第4 調査審議の経過

審査会による調査審議の経過は、以下のとおりである。

平成30年3月1日 審査庁から諮問

平成30年3月9日 調査審議

第5 審査会の判断の理由

1 審理員による審理手続について

本件審査請求に係る審理員による審理手続は、適正に行われたものと認められる。

2 審査会の判断について

審理員意見書のとおり、本件処分について、違法又は不当な点は認められない。

3 結論

本件審査請求は、理由がないものと認められるので、上記第1のとおり判断する。

第6 付言

本件処分については、法令等の規定により検討したところ、違法又は不当な点は見当たらないが、みなす課税に係る法令解釈等の疑義が生じる事項については、事前に法令等を精査するなど、慎重かつ丁寧な対応に努め、納税者の理解を最大限得られるよう尽力されたい。

袖ヶ浦市行政不服審査会

会長 阿津 光夫

委員 進藤 太

委員 田代 悦子

委員 山部 美奈子

委員 高橋 信正